

見本 2

令和 7 年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書兼税額決定通知書

1 所得割額の内訳		課税標準額	市民税所得割額	県民税所得割額	
1 分轄課税の所得	総所得分	円	円	円	
	山林・退職	円	円	円	
	返還課税	一般分	円	円	円
		軽減分	円	円	円
	受贈課税	一般分	円	円	円
		優待分	円	円	円
	居住分	円	円	円	
	被扶養等の譲渡	円	円	円	
	上場株式等の譲渡	円	円	円	
	上場株式等の買付等	円	円	円	
先物取引	円	円	円		

2 差引(納付額)の計算	市 民 税	県 民 税
②算出所得割額		円
③調整控除額	円	円
④税額控除額等	円	
⑤配当富徴控除額等		円
⑥所得割額	円	円
⑦均等割額	円	円

⑧名古屋市の税減免条例による減免額		円
⑨森林環境税額		円
⑩森林環境税免等額		円
⑪合計税額		円
⑫給与からの特別徴収税額		円
⑬公的年金からの特別徴収税額	⑭徴収特別徴収税額	円
⑮特別徴収税額		円
⑯納付納付金		円
⑰所得割額が超過することがあつた場合の超過割額控除等額		円

昭和49年 第4回	扶 養 族 の 内 訳					本人該当の排除の内訳							
1世 老人	特定	同居 老老	1人 世帯	その他		国籍 特例	国籍 特例	本邦 出生	特別 符合	その他 符合	家族	ひとり 親	影響 なし

(※は該当することを、数字は人数を表しています。)

異動事由	
------	--

【令和6年分所得税の定額減税可能額】

⇒赤枠内に定額減税可能額に対応する「扶養人数」を記載
 (注1)「控配」「老配」は「*」があれば1人、「同老」
 は数値の記載があっても扶養人数に計上しない
 (注2)定額減税可能額の算定対象に該当しない非居住者の
 扶養親族の人数も含まれて記載される

お問い合わせ番号

期 別		税に係る納付額		(注2) 定額減税可能額の算定対象となる扶養親族の人数も含まれて			
				令和	年	月	日
				令和	年	月	日
				令和	年	月	日

この税額は令和6年中の所得に基づき計算したものです。